

イギリス初期視学制度の機能と性格 ～ 勅任視学官の教育活動に関する事例分析 (1839—62年) ～

高 妻 紳二郎

はじめに

イギリスにおいては19世紀前半期までは自然法思想の影響を受けつつ、民間には教育への国家介入を拒否する態度が強くみられ、国家もまたながらく自由放任主義（レセ・フェール）を尊重する態度のもとで教育に立ち入ることを差し控えるなど、教育を民間の私的な事業とみなす傾向にあった。こうした状況のもと、周知のように、1833年に国家が貧困階層のための学校建築を目的に年間2万ポンドを支出したことをもってイギリスにおける教育への国家関与のひとつの起点が与えられる。もとより、それ以前にもオックスブリッジを頂点とする私的教育機関を中心とする教育環境は存在し、社会支配層の教育はパブリックスクールからオックスブリッジにつながる私教育系统で施されていた。教育内容も古典を中心とした教養主義的伝統に大きく依存していた歴史的背景が存在するが、いずれも公教育制度の範疇には入らない。

社会支配層を対象としたこのような系統とは別に、中世以来、イギリスにおける教育事業は民衆自らが遂行すべきものであり、国家がその中心的・支配的役割を果たすものではないと考えられるようになった史実もみられる。自由放任主義を背景に有し、公教育制度の萌芽期ともいえる19世紀前半期においては、それまで民衆の意思を基盤にして徐々に構築されてきた教育事情と国家による教育事情への関与との間には、様々にからみあった要因が存在していた。また、18世紀における慈善学校（charity school）の普及といった民間の自発的な教育実践の中には国家の関与形態はみられなかったにしても学校へのある統制形態の萌芽を見いださう。

たとえば、18世紀初頭のキリスト教知識普及協会（Society for Promoting Christian Knowledge；以下SPCK）が中心となり貧困階層のために慈善学校を設立する動きや18世紀末における日曜学校（Sunday School）設置運動が高まってきたなかで、SPCKの派遣理事（agent）による慈善学校への査察（inspection）導入に示されるように、すでに18世紀から学校統制の端緒がみられる。SPCKは教師の任命あるいは学校内の諸規則制定も手がけてはいたが、この派遣理事は1839年に制度化をみた視学職（inspectors）の先駆とされ、それらを通して学校監督権に関する認識が民衆教育の中

に次第に醸成されていったと考えられる。そして1839年に枢密院教育委員会 (the Committee of the Privy Council on Education) が設置されると同時に、勅任視学官 (Her Majesty's Inspector ; 以下HMI) は、主に国庫金支出の管理や教育水準の向上を目的に、教師や学校などに対して、学校査察 (school inspection) を通して専門的援助を与えるという独自の役割を果たしてきた。

こうして、HMIは教育の専門家として、様々な歴史的変遷を経ながらも、非強制的かつ説得的態度をもって学校や教師に対して専門的援助を与えることを目的とする、イギリス教育のもつ望ましい伝統のひとつとして今日まで受け継がれている。本稿では教会による学校査察の形態など歴史的経緯を踏まえながら、1862年の改正教育令 (the Revised Code) が成立する時期以前における初期視学制度の導入の背景と制度的実態および具体的なHMIの活動実態や権限や役割などのなかからいかなる歴史的特質が導き出されるかを究明することを目的としている。

I 学校査察の萌芽

1. 教会による学校査察の歴史的経緯

本節では主題の考察に先立ち、視学制度を公教育へ導入する以前の教会との関係における歴史的経緯について概略述べておきたい。

周知のように、イギリス教育において教会が果たした歴史的役割にははかりしれないものがある。民衆教育の展開には常に教会が介入し、オックスフォード及びケンブリッジから各地域の教区の基礎的教育にいたるまで、極めて広範囲にわたって教会が教育の主導権を握っていた。イギリス教育史上、国家が民衆教育へ関与することを避ける、いわゆるボランティアズムと呼ばれるこの歴史的な概念は、民間主義、つまり教育運営を公権力とは別個に行う幾多の注目すべき点を有している。イギリスではすでに7世紀には全インランドに12の司教区がおかれ、以来、民衆教育は教会付属の学校で施されていたこともそのひとつである¹⁾。

中世期においては、カンタベリー大司教 (イギリスの南半分の教会を管轄) 管区とヨーク司教 (同北半分の教会を管轄) 管区が存在し、各々はまた細かな司教管区・教区に分けられていた。この時期の教會的制度に付属ないし関連する学校に関しては、査察形態というよりもむしろ訪問形態と呼ぶべきが用意されていた。それは大司教 (archbishop) - 司教 (bishop) - 教区牧師 (clergy) のラインにおける上意下達的な伝道的性格を有した訪問形態である。この訪問は定期的・組織的なものではなく、ほとんど不規則かつ個別的であり、その内容も勧告的要素を多分に含んだものであっ

て、上位に位置する教会によって任意に企図されるものであった。初期の教會的制度に付属する学校は主として牧師の養成を意図しており、音楽(賛美歌)、読み書き、文法、倫理学、論理学等が教授された。非国教派にはかかる形態は「ばかげた迷信」と映っていたとされるが、国教派は概して「生活には適切な規則」²としてとらえ、脅威となるよりも説教的態度を維持し、統制よりも奨励が望ましいと考え、以後、この態度は教会経営の望ましい在り方として脈々と受け継がれていった³。

特に、17世紀における教会付属学校への訪問形態は、前述したように、大司教による訪問、司教による訪問、聖堂参事会長 (dean)⁴による訪問の3形態があげられる。

大司教による訪問は、各々の中教区 (diocese) におもむいてよりよい「道徳的訓辞 (good moral instruction)」を施すことを意図したものであり、詳細事項として大聖堂の図書管理をすべて請け負う職務も含まれた。司教による訪問は、各々の学校の教区 (parish) におもむき査察をなし、そこでの諸状況の敏速かつ的確な把握や、個々の牧師の作法指導及び教会の建築構造、装飾などについての助言などがその任務として課せられていた。また司教は、自身の査察の結果を大司教に報告する義務を負っていた。聖堂参事会長のそれは多少態様を異にし、勧告の形式を採用するよりも、司教による査察やローマからの訪問といった外部の影響から教区内の安定した経営状態を守るという、いわば「ひよけ (visor)」としての性格を有していた⁵。

教会に付属ないし関連する諸学校への聖職者による訪問は、宗教改革期には、教会財産の没収などによる学校の一時的閉鎖等に伴って崩壊する。やがて、イギリス社会は産業革命期 (およそ1770年～1830年) を迎え、各分野における産業の進歩が著しくなるにつれて、各地域にも資本主義的観念が浸透していった。教育との関連においてみれば、読み書きのできる民衆の育成が求められるようになる。そのために民衆へのスクーリングを提供する国民的広がりを持った様々な努力がなされるようになる。しかし今日でいう初等教育機関と呼ばれるものではなく、一般にはなお家庭教育が主たる教育形態であり、庶民階級の子弟のほとんど大多数が無教育のまま放置されている状態にあった⁶。このような状態にあって、国家は教育に干渉すべきではないという前述のレッセ・フェールの立場に立ってボランティアな諸団体・私的団体による民衆教育の展開—学校設置及び経営—が発現してくるのである。この民衆教育の必要性が高まってきた動向は、前述のSPCKの結成に起源が求められ、1811年の国民学校協会 (National School Society) と1814年の内外学校協会 (British and Foreign School Society) の結成をもって確立をみたとされる⁷。

ボランティアな教育団体のうち、持続的に民衆教育の軸となっていったのはこのSPCKであった。SPCKは18世紀にかけて、「ロンドン周辺のそれぞれの教区にイギリ

ス国教会への入門のための学校を設立する計画の準備と実施⁸をひとつの目標として掲げ、以来、貧困家庭の児童のために、読み書きと教理問答とを教える、いわゆる慈善学校の普及に大きく貢献した。SPCKの慈善学校への教育支配権はロンドン地区において学校を訪問するインスペクターの導入によって確立した。かれらは当時、派遣理事と呼ばれ、かれらの多様な活動は後の視学制度創設につながる複数の項目を包摂していた。すなわち、①教師の任命、②教師に対する給与の支払い、③生徒数の把握、④これらの査察結果を記載した週間報告書のSPCKへの送付、⑥寄付者のリストの教区会 (vestry)⁹への送付などの査察対象項目である¹⁰。

これらの職務を担当することによって、理事たちは当該地区の教育の普及状況を詳細に把握し、専門職としての確固たる地位を徐々に築いていったのである。さらにかれらは子どもたちを教会に行かせる責務も負い、後の就学督促官 (attendance officer) 的性格も有していた。またかれらは慈善学校の主目的である、貧民階層の子どもたちへの無償教育が適切に施されているか否かといった実態把握の困難な事項に関して絶えず注意を払う (looking for irregularities) 任務をも負っていた。

ところで、上記の活動項目のうち、①の教師の任命に関して、派遣理事は地方に偏在する学校の教師を養成するための立案を委託されていた。これは都市部の学校の教師養成と地方のそれとは別個の問題であったことを示すものといえよう。すなわち、そうした地方の学校の教師を薄給で雇用し、そのうえ有能な人材を獲得することが認められていた理事には、19世紀後半期の地方視学の職務との類似点が見出される。かれらが各々の地区の教育要求を十分に把握していたことと同様に、教師側の不満を調査し、教師の負担軽減のためにかれらの助言は大きく寄与していたという「18世紀における個人的慈善行為の推進者」¹¹たる役割を担ったとして積極的評価も下されている。このように、派遣理事は地方の教師及び有識者の援助を得てそこでの民衆教育推進の鍵的人物となり得たと考えられる。かかる地方における教育振興の必要性に鑑みて、様々な学校協会 (school society) は、理事に巡回的 (peripatetic) 任務を付加することによって職務の範囲をさらに拡大せしめていった。

こうした派遣理事のほか、ロンドンの周辺地域では以上の諸計画をさらに浸透させるための地方連絡官 (local correspondents) を配備し、当該地区の慈善学校への寄付金を収集、管理し、かつ学校内の事務業務を適当に管理することを課した¹²。

当時の派遣理事や連絡官は、チームを編成して集中的に査察を実施することを主眼としながらも、個人的接触によって組織の一致に貢献し、地方における学校査察を精力的に維持し発展させた。かれらの職務は実質的に後年のHMIのそれと類似したものであり、事実上の先駆であるということができるとともに、地方視学職へと受け継が

れていくいくつかの要素もみられ、後の時代における一般的な査察形態の萌芽がここに集約されているといえるであろう。

2. 日曜学校と学校訪問

1770年までには慈善学校の急激な普及動向は事実上止まったと考えられ、代わって「週日の労働を妨げることなしに基礎的教育—宗教、道徳、読み方—を児童労働者に対して与えること」を目的とした日曜学校 (Sunday School) が発達するようになる。

日曜学校は1780年にレイクス (Raikes R) により個人的に開始されたことを嚆矢とし、1785年に大英国日曜学校設置維持協会 (Society for the Establishment and Support of Sunday Schools throughout the Kingdom of Great Britain) 及びロンドン日曜学校協会 (London Society for Sunday Schools) が設立され、1803年には日曜学校連合 (Sunday School Union) が設立されるなど、急激な増加現象を呈した¹³。さらに、いわゆる助教生制度もその指導形態の中に芽生え、普遍的な基礎教育の必要性を説いたパイオニア的機関であったとされている¹⁴。これら日曜学校は概して成人教育をも含めてあらゆる年齢層に対して開かれ、19世紀初頭における労働者階級の読み書きの能力が一定の水準を保つことができたのもこの影響によるものといわれる。しかしながら、当時のほかの教育機関と同様、子どもたちの「出席時間はまちまちであり、カリキュラムはほとんど一様に読み方教授と宗教教授に限られ、教授はしばしば非効果的であった」¹⁵ことも指摘され、教授形態は必ずしも確立してはいなかった。

日曜学校における査察形態は前項で述べたそれ以前の慈善学校のそれに多大な影響を受けていた。ただ、査察は中央の教会によって直接にはなされず、地方の諸団体から任命された牧師がその役割を果たすものであった。たとえば、ヨーク地区においては、任命された2名が交代で各々の学校の巡視とその結果の報告をなし、国教会入門のための教理問答書 (catechism) による説教・教授を施すことに従事した。さらに、中央と地方との連携を保つために、巡回理事 (traveling agent) が任命され、かれらは学校施設と教師とを視察し、助言と専門的援助をもって各々の学校を激励することを目的としており、次第に理事兼助言者兼視学官 (agent-cum-adviser-cum-inspector) へとその性格が移行していったとされる¹⁶。

これら訪問の形式は、SPCKの派遣理事による定期的な訪問を参考にしつつ立案され、督学官 (attendance officer) 的要素を含む教区委員 (churchwarden)¹⁷がその役割を担った。以上の公的任務を担う理事 (official agent) は大別して視学官 (inspector) と視察理事 (inspecting agent) に分けられるが、後年には視学官として統一され、慈

善学校と日曜学校における査察も、中世期の宗教的背景に基づいた教義指導者としての上意下達的職能から、1804年には首都地区のみを担当する視学官が任命されるなど、次第に地方の自主性を尊重する傾向を見せ始め、非宗教的態度を持って友好的な指導を与える世俗的職務も合わせ持ってきた面もみられるのである。

II 視学制度の成立

1. 国庫補助の開始と視学制度の必要性

今日にいたるまで、イギリスにおける視学制度と呼ぶべきものは1839年4月10日に勅令を受けて設立された枢密院教育委員会 (the Committee of the Privy Council on Education) が同年、補助金交付に関する規定の中で示した「査察」の権利が保障された勅任視学官の任命をもってその成立とされる。その成立の経緯について若干触れておこう。

1833年までに有志立学校の多くが財政危機に陥り、当時の政府、とりわけ財務省のアルソープ (Lord Althorp) の理解と援助が必要となった。そして1833年8月17日、議会において賛成50票反対26票で「20000ポンドを超えない範囲で、本年度、貧困層の子弟と学校建築のために国庫から支出する」ことが決定された¹⁸。しかしそれを分配する機関は政府には存在していなかったことから、SPCKと1814年に設立された内外学校協会の2協会が補助金の分配を実施することとなった。

こうして、貧困階層にある児童のための学校建設を目的に年間20000ポンドが支出されるに至る。1838年、ホイッグ派に属するスレイニー (Slaney R A) とワイズ (Wyse T) が「政府は学校を査察していないために、補助金がどのように使途されているのか不明である」と実際効果上がるよう指摘したことから、翌年4月に、総額30000ポンドと増加された補助金を管理し、教育全般の改善を目的としたランスダウン (Lord Lansdowne) を長とする枢密院教育委員会が設立されたのである。

1839年4月10日、枢密院教育委員会はケイ (Sir J. Kay—Shuttleworth) を初代教育局長に選任した。かれはマンチェスターでの開業医であり、そこでの労働者階級の医療活動経験を通して教育の必要性を痛感するようになったという。教育問題に関するかれの関心は、「マンチェスターにおける綿工業に従事している労働者の道徳的・身体的状況」と題する論文に代表される¹⁹。こうした背景を持つかれが衛生科学の生みの親と称され、工場法および救貧法に査察制度を導入したチャドウィックによって貧民階層を救済することを目的とした委員会の副委員長 (Assistant Poor Law Commissioners) に早くも1834年に任命されたことは当然であろう。

チャドウィックのもとで行政経験を積んだケイはさらに貧困階層への教育の必要と社会的ニーズを理解していたといわれる。1839年6月3日の覚書によって、「委員会によって指示される学校査察を受け入れなければ、今後は一切、学校の新築や設備更新のための新規補助金を交付することはできない」²⁰という学校査察が補助金交付の条件であることが示された。そして同年9月24日覚書では、「視学官は女王陛下によって権威づけられるべきであり、公的資金の管理のために査察を実施する。なお、宗教的事項については査察は実施せず、その他の査察をとおして得られた様々な情報を審議会へ報告することを任務とする」²¹ことが確認された。

上記のごとく、当時においては学校査察 (school inspection) の考え方は目新しいものではなかった。すでに、イギリス国教会と内外学校協会はそれぞれが設立母体となった学校に対して1812年と1830年にインスペクターを任命していた。外国においても、オランダやプロシア、アイルランドにおいてかかる職は存在していたし、学校理事も学校査察の任務を担当していた史実もみられる。

国家が国民教育へ関与することに対して教会の強い抵抗があったために、合意を得られるようなインスペクターの任命は困難をきわめたという。ケイは、国庫補助を受けるための不可欠な条件として、インスペクターが全ての学校を訪問することが必要であることを強く主張した。したがって、世俗教育に限定し、教育の状況、全般的学校運営に関して査察を実施し、その結果を委員会へ報告することを決定した。そしてようやく1839年になって初めて最初の2名のHMIが任命されたのである。

付言すれば、1833年に初めて学校建築のための国庫補助がなされて以来、公金の適切な使途 (properly-spent) が要請され、「査察の権利がもし保たれていなければ、今後、学校設立に関する補助金の交付はあり得ないだろう」²²と、補助金交付の条件に学校への査察権を行使する原則を同委員会は明確に表明したこともその直接的契機となった。さらに同委員会は、1839年9月24日に「女王によって任命される視学官は、実際の状況を調査し情報を収集し、その結果を委員会へと報告することを目的とするものであるから、学校の伝統的宗教教授や経営管理形態に関して干渉してはならない」²³と規定したのである。

かれらは直ちに学校に好意をもって受け入れられたわけではない。学校査察の権限がHMIへ帰属する方向は全般に認められていたわけではなく、特にロンドン司教であったブロムフィールドは先に任命されたHMIとの会見の後、1840年8月10日に有名な宗教協約 (concordat) を委員会との間に結び、以降、諸問題の具体的解決策は国教会との協調のもとで図られることになった²⁴。次の4点はその内容の主なものである²⁵。

① 勅任視学官 (HMI) の任命に関してはヨークまたはカンタベリー大司教と事前に

協議すること。

- ② 大司教にその任免の権限を与えること。
- ③ 宗教教授に関する指示は大司教が作成しHMIは大司教へ報告書の写しを提出すること。
- ④ 補助金額はその学校の児童数と個人による寄付金の額に応じて決定されること。

この宗教協約は、宗派学校への補助や教区視学官 (clerical inspector) の特権的立場と責任とを規定することによって意味する二元的支配を創出するひとつの試みであったといえることができる。また、この影響は学校査察が宗派的になったことにもみられる。1847年には、同様な協約がウェズレー派との間に結ばれ、その後、ローマ・カトリック派とも結ばれ、これら諸協約は1870年まで効力を有した。当初、国教会派学校のHMIは牧師であり、すべての学校も同系統の視学官の査察を受けた²⁶。

同協約の趣旨は「イギリス国教会との密接な連携を前提として、国庫補助を受けている学校を査察するために任命される視学官はあらかじめその任命に際して国教会の同意を必要とする」²⁷ということであった。さらに、任命の際には教会側から適任と思われる人物を推薦できる権限を与えることも保障された。なお、宗教教育についてはHMIが立ち入ることなく、教会側が作成した指針をHMIは遵守する旨規定された。さらにHMI報告書は最終的に委員会へ提出される前に教会の同意を必要とされた。そして教区の牧師には報告書の写しが送付され、諸情報の提供が義務づけられたのである。この協約によって視学組織はイギリス国教会、非国教会、ローマン・カソリック教会の3派に編成された。イギリス国教会派が次第に勢力を増してくるにしたがって、同派を担当する視学官の数も他派のそれを大きくしのぐようになっていった。このように教会との駆け引きが頻繁になされたわけであるが、視学制度が成立した1839年以降の展開に関して注目すべきは、各宗派の信頼を得るために具体的規定を定めた視学職の指針ともいうべきケイの訓令 (1840年8月付け) である。主要な点は以下の通りである。

- ① HMIは委員会の推薦により、女王から任命されること。
- ② 国から公金の補助を受ける学校への訪問を実施し、正当な使用がなされていることを確認すること。
- ③ HMIは「統制」の手段ではなく、「協調」のための手段であり、学校経営管理規則に何ら干渉してはならないこと²⁸。

そしてHMIの報告は上下両院に持ち込まれ、補助金に関する議決の際の資料となった。しかしながらこの訓令は、HMIの指導的性格と地方レベルでのボランティア的啓蒙思想とを融合するものであったが、HMIによる学校査察を通しての効果的処方施策

の確立にはなお不十分であった。この訓令は学校建築のための補助金の使途調査、学校内の諸活動に関する報告の精査、特別な地区にある基礎教育の状況調査、の3点を射程に入れつつ、「査察は統制を行使する手段ではなく援助を提供することを常に念頭に置いておくことが肝要である。それは地方の努力を損なうものとしてみなされるべきではなく、奨励するものとしてとらえなければならない」²⁹ことが徹底された。

ケイは当初からHMIは単なる機関ではなく自律的な専門職としてみなされるべきであるという観点に立ち、かれらの専門的助言は政治家や行政官に利用されるべきではないという立場をとってきた。権限を強化するために、HMIは審議会命によって個別に任命されることとなり、「勅任の」視学官として位置づけられたのである。このようにして、HMIは工場 (Factory)、保護観察 (Probation)、公害 (Pollution)、危険物 (Explosives) 等のインスペクターのように政府省庁から任命されるという形態ではなく、女王から任命される形態をとっているのである。したがって、かれらの独立性はこの事実から保障されるとされ、学校から「国王から派遣された紳士」³⁰と称されるほどの職として歓迎されていたのである。

2. 初期視学制度の機能的枠組

19世紀イギリスのキーワードは「個人主義 (individualism)」であるとされる³¹。確かに19世紀は商産業の急速な発達を経験した時期であり、その基本的考え方は、個人主義の延長上にある経済王国もしくは政治王国を目指すものであった。19世紀を通して教育の発達は問題が生じる度に取り組みされるというものであったという意味で偶然の産物 (haphazard) とも形容され、まさに「混沌とした状態」³²にあった。

初期HMIの役割の第一は、可能な限り非権力的方で、あらゆる点について地方における教育努力を奨励することにあった。そうした役割遂行のためにHMIには基本的資格として全般的才能 (tact) が求められた。もとより国庫補助の使途についての監督的役割が与えられていたが、宿舍建設や学校の備品購入費の収支状況をも把握することが追加された。あわせて1844年以降、地方の財政状況を調査することを指示され、重点的に何に資源が分配されているかを確認する任務にも従事することとなる。同年、HMIは1833年の国庫助成開始以来1839年にいたるまで国庫補助を受けていた学校を視察することを要請されたが、学校における教義や教授に干渉することは認められず、全般的状況の把握のみを行うにすぎなかった。しかしながらそうした制約のなかでHMIは学校の教育環境の不十分さや子ども達の学力の低さを認め、かつ、教師の資質上の不適格さおよび不十分な学力の子どもが年少の子どもの指導にあたっている実態を見いだすなど、付与された範囲内で一定の成果を示したのである。

教師の養成を含めて教育指導上の問題に関して、ケイは適切な教員の確保を進めるためにオランダの教育システムに大きな関心を抱いていた³³。例えば次のような報告からもうかがえる。「新しい制度の導入に向けての障害は極めて多い。ベルとランカスターの名前はあまりにも有名であり、かれらの足跡はかの地（オランダ、筆者註）でおおいに継承され、実効をあげている。ドイツの帝国主義の不可解さ、スイスの民主主義の原則、大陸を掌握せんとするナポレオンを伝統とした強力な中央集権国家たるフランス等々の脅威がわが国をおおっている。外国の諸制度の安易な導入は慎重をきして行わなければならないが、我々はまずノーウッドの実業学校と貧民学校へオランダのシステムを慎重に導入したのである。」³⁴

一方、教員養成の問題を含め、HMIの機能的発達をとらえる上で、1846年8月25日と12月21日の覚書はイギリス教育史上画期的なものと解される。「学校は年1回査察されるべきであるが、現状のHMIの数では2年に1回しかこなすことができない」³⁵とし、新たに3名のHMIが任命されたが、実際には学校訪問を計画通り遂行するには不十分であった。この覚書では助教生見習い制度（apprenticeship）の導入が提言され、教育方法に関するきめ細かな方針が打ち出された。HMIは見習い生の教育を担当できるという観点から教師を選任することになり、教師の登用のために、教科の試験とかれらが受けてきた教育の内容や授業方法に関する試験を課すこととなった。また、年次の国庫補助金は、見習い生とかれらを指導する教師にも支出されることとなった。さらに、「熱意があり教育に成功を収め、それがHMI報告書に記載された教師にはそうした奨励を積極的に進める必要がある」とのべ、さらに退職教師には年金が付与されることとなった³⁶。1840年代後半に入ると学校数の増加、上記の助教生制度の導入によるHMIの任務の拡大により、必然的に視学職の数的拡充が余儀なくされた。組織的にはHMIを補佐するために1850年、2名の補助視学官（Assistant Inspector）が任命された。翌年には4名、1852年には9名、1854年には11名に増加する。後年、この補助視学官職は統合され、地区担当の視学官と置換されるなど組織的改革の道をもたどり始める。こうしたHMI制度・組織改革への取り組みと並行して、1856年2月25日、枢密院教育委員会は教育局の一部局として位置づけ直され、それまで貿易省の担当であった科学技術の振興に関しては、あらたにこの科学技芸局の指導の下に再編された。そしてHMIは陸海軍の学校をもその査察の対象として取り上げることとなったのである。

ところで、このような初期HMIの役割や任務の遂行状況、教育問題への関心度はいかなる程度であったのだろうか。これまでも内外の研究者により初期HMIの活動状況は相当程度明らかにされてきている。研究対象として上記の「視学官への通達」やHMI

による年次報告書へも分析が行われてきた。三好は初期HMIの最大の特質を『『協調的態度で専門的助言を与える』という査察方式が生み出されたことにある』³⁷と指摘している。また、HMIの職務遂行の態度を次の3点に要述している³⁸。

- ① 視学官は、統制 (control) や干渉 (interference) の権限を与えられてはいないため、専ら説得 (persuasion) の方法を重んずべきである。
- ② 査察の目的は、援助 (assistance) することであり、とくに教育の専門的知識および技術に関する示唆 (suggestion) と助言 (advice) をなすことである。
- ③ したがって、視学官は学校設立者や教員と友情的な協調 (co-operation) の関係を維持すべきである。

本節では以下、先行研究をふまえ、その他の資料をもとに初期HMIの活動の実態をみてみよう。

例えばラッセル (Russell J) は『回顧録』のなかで、「ランズダウン首相は、HMIの配置に多くの注意を払ってきた。そして主任HMIを教育行政上の柱として考え、その重要度を認識していた。そしてケイが全土をめぐる際にも、HMIは国庫が教育制度を支えていることを常に認識し、ケイが構想する教育制度の企画立案に関しても援助を惜しまなかった。」と記している³⁹。HMIによる最初の報告書は1840年2月に提出されたトレイメンヒア (Seymour Tremenheere) が記した『サウス・ウエールズ地方における基礎教育に関する調査』である。同報告の調査項目は大要次の通りである⁴⁰。

- ・通常の昼間学校とデイムスクールの数・家庭で指導を受けていない児童の状況
- ・成人教育に関する数的実態・安価で購入できる図書販売
- ・子どもに十分な環境を与え得ない保護者の状況
- ・これらを引き起こしている原因
- ・教育に対する無関心とは直接結びつかない貧困さ
- ・労働賃金
- ・パブで働く労働者の賃金
- ・各利益団体の年間会議計画
- ・日曜学校の状況と指導者
- ・よりよく整備された学校の有利さ
- ・教育制度の改善に役立つと思われる様々な試みを受け入れる風土

かれは報告書の中で次のように記述している。「子どもを学校に行かせることは一部の利己的な人々が扇動することだということを保護者は信じている。」⁴¹また、日曜学校については、「疑いなく子ども達の宗教上の基本的知識を普及させるのに役立っているが、図書の不十分さによってその知識は極めて限られている。特に、教師の知識を

高めるための図書がほとんど整備されていない。』⁴²総括の部分では次のように述べる。

「他にも地域に密着した事項にさらに注意を払う必要がある。私はこの調査の間に、例えば多くの警察官や居酒屋などから労働者階級の状況について多くの情報を得ることができた。この報告書の中に取り上げることはふさわしくないために割愛したが、見落とすことができない視点が数多くみられるのも事実である。』⁴³

このように単に学校や教師、生徒についての記述にとどまらず、教育環境が教育的効率にとって重要な要素であることが認識されていたことは与えられた任務にとどまらず幅広い視点で実際の学校査察に従事していたことがうかがえよう。

その他、モズリー(Moseley H)の報告にも看過できない事項が含まれている。1844年の報告には、「私が査察をとおして得たことは、学校の効率というものは体罰率の低さに象徴されるように思われる。』⁴⁴1846年にもさらに、「耐えられないほどのひどい状況にある学校の規律はないに等しいけれども、なげかわしいほどのふるまいをする子どもをとくに注視することもなかった。』⁴⁵というように、子どもの生活態度等に関しては一定の評価を与えている。しかしながら、同報告書には一方で次のような所見もみられる。「普通の学校で普通に行われている教科の試験をしたときに、生徒のあまりの力のなさに愕然とした。すなわち、全体的な知性や日常生活に必要な知識、考える力、言葉遣い、語彙の貧困さなど、教育を受けたものとそうでない者の教育に対する目的の違いは甚だしいものがある。基礎的な教育の必要性をこれほど痛感したことはない。」と⁴⁶。

また、1845年、モズリーは助教生制度の観点からも、教師についてのいくつかの観察事項を残している。これは初期HMIの活動を象徴する記述として注目される。以下、引用してみよう。

「熱意があり教育に関する高い識見を持つ教師がいたことには驚かされた。かれらは私の訪問の間中随行してくれて、ひとつの学校組織にとどまらず、広範な教育論議ができる仲になった。私は、学校訪問をとおして、教員養成カレッジの主任と一緒に取り組むよりもむしろ、校長や教師とともに行動をとともにした方がいいように感じる。学校が順調にっていないところの校長ならまだいい。校長は生徒の性格を研究し、改善すべき点は何なのか、修正し、強化し、打ち立てることに専心すべきである。この意味でかれは専門家というよりもむしろ使命を帯びている者といってよいだろう。かれは単なる指導者ではなく教育者なのである。私は日常的に教師達に会っていたが、ふさわしくない人物も存在した。しかし、このような状況において、私はどうしてかれらが結果について落胆しているのだろうか考えた。やはり使命感が欠如しており、道徳的にも知的にも成功している教師達の持つ教養がないことが根本的な原因であろ

うと思える。』⁴⁷

III 初期視学官の役割と歴史的意味

1. 初期視学官の概要

前節で取り上げたモズリーのほかに、著名なHMIとして、アーノルド (Arnold M), ブルックフィールド (Brookfield W H), マイヤーズ (Myers F W H), フィッチ (Fitch J G), プレイフェア (Playfair L), レッドグレイブ (Redgrave G), アブニー (Abney W), エドワーズ (Edwards O) など社会や文学, 芸術, 科学の諸分野にわたって選任されてきており, それぞれの活動の記録を検証することはHMIの歴史を明らかにする上で重要な作業だと思われる。HMIはその役割に照らしてこれまで「番犬 (watchdogs)」あるいは「伝道師 (missionaries)」といったような形容がなされてきた。このような表現は戦後間もない1949年の文部省年次報告書の中にもみられる。これらの特質は, 文部省の「目や耳 (eye and ear)」としての役割とともに, HMIの活動の基盤が形成された時期から今日に至るまでの間, 保持してきた機能であるともいえる。

それではかかる役割が制度発足当初にどのように果たされていたのかについて, 以下検討を加えておきたい。初のHMIであるトレーメンヒアは当時36歳の法廷弁護士であり, 教育改革を指向する中央教育協会における世俗主義者 (教育宗教分離主義者: secularist) であった。かれのコーンウォール人の友人がランドン卿に「家族の中で唯一のホイッグ派である」と推薦したことを受け, かれの融和的な態度を好み, ランドンはかれをHMIとして任命した。トレーメンヒアの記録には訪問を通して得られた教育的事情と同様に社会的事情に関しても言及がみられる。かれの最初の役割はニューポート近くの3~4万人とも言われた鉱山夫の反乱の原因を調査することであった。上記2協会の学校を査察するほかに, かれは海軍及び陸軍が設立した学校の査察にも着手した。そして4年後に実績をかわれ, 鉱山担当として最初のHMIとして任命された⁴⁸。

すでに述べたように, 初期の視学職の任命や活動は教会の態度に大きく影響を受けていた。1839年に枢密院委員長に対して, 査察を導入することに反対の意見を提出した教区代理牧師も存在した。1840年7月の宗教協約は教会と国家の和解案であり, 以降における学校査察の基礎となった。教育と教会の利益のバランスを保つ必要から, ケイが期待していた統一的な視学組織確立の機運が弱まったことは明らかである。実際, 視学職は6つの教区に沿って分割されたものが融合された形になっており, この

形態は1870年まで続くことになる。

それでは、この時期の視学官には誰が任命され、いかなる経歴を持っていたのであろうか。この時期からのHMIは学校理事者と同じ社会階層から任命されることに重点が置かれており、1870年までに任命された93名のうち少なくとも80名がオックスブリッジ出身であってその多くが優等学位を取得していたという⁴⁹。経歴をみると、67%が牧師であり、また全体の50%が初等学校以外の教職歴を持っていた。後者にはロンドンのキングス・カレッジで経験哲学を教授していた上述のモズリー、プレストン・グラマースクールの校長であったブラキストン (Blakiston) も含まれていた。

任命権は志願者リストを持つ枢密院委員長にあったわけであるが、どういう人物が同僚になるのかがしばしば議論になったようである。例えばロビンソン (Robinson C J) はHMIになる前にソリスベリー卿を同僚とするハートフォードシャー教区の副牧師であり、アルダーソン (Alderson C H) はかれの義兄弟だった。前掲のアーノルドはランドン卿の私的秘書を務めた経験を持つ。かれの弟もまたHMIとして任命された。教職経験の有無についても委員会で議論されたが、これは必ずしもHMIに任命されるための条件とはなっていない。

ケイは視学職を、教育へ一般の関心を向け、そしてそれを高めるための教育的伝道者としての組織として位置づけた。1852年には「HMIの報告書の抜粋」が書籍の形式で刊行され、学校経営者や教師の情報が記載された。それは教師に対して「児童に好ましく穏やかな感情を芽生えさせる方法を知ることや、児童を無視したり厳しい扱いをして、児童が無関心になればなるほど、繰り返しの指導によって穏やかな接し方や愛情を持った態度が要求される」⁵⁰ことを伝え、教師の教育方法の基本的態度を示すものであった。カリキュラムに関しては、「児童が実際に学ぶことのうち何が良く何が役立つかを知ることなしに、大勢の児童を一度に教えることはわれわれの期待するところにははるかに及ばないのである」⁵¹ことが強調された。それにもかかわらず、教育方法の問題に関して、「決まり切った手順で児童に反復させたり理解することなしに本を読ませたりするという古典的な習慣は、教師に対してより高次の資格が必要であるという認識が高まるにつれて、次第に姿を消すようになるだろう」⁵²という展望を示したに過ぎなかった。

ところで初期HMIの任務に追加されたもののうち、特筆すべきは助教生への指導であろう。これは1846年の通達に規定された。助教生は満年齢13歳以上の子どもから選ばれ、校長の下で年少児童の指導にあたった。1850年までにはHMIによってその職務の実態が調査された。その報告書によれば、4000人もの助教生が朝8:00から夜8:00まで厳しい任務にあたったことが明らかにされている。また、1853年4月の通

達によって、人口5000人以下の農村地区における教育状況の精査がHMIに求められた。具体的には児童が年間192日の出席を満たしているかどうか、そして満たしていない場合にはその理由も同様に精査された。そしてHMIは児童の成績を「優秀、良好、普通、劣等」の4段階に分け4分の3を超える児童が指定された試験に合格しているかどうかを確認した。これらの職務を手助けするために、補助視学官 (assistant inspector) がHMIと同じ社会階層から任命され、1860年まで増員された。1861年には24名の補助視学官が存在したが、その数的拡張は教育上の専門的知識を持った人材が確保されていないとの批判が教師の側から寄せられていた。

一方でこの時期におけるHMI報告書に関する諸問題が存在する。すなわち、1862年改正教育令に関する議論が展開されていた時期、視学職への痛烈な批判が寄せられたのである。すなわち、1858年の通称、ニューカッスル委員会が設置され、HMIのあり様、とりわけHMI報告書内容をめぐる批判的検討がなされたのに端を発する。同委員会は、「イングランド民衆教育の現状を調査するために、全ての社会階層にある民衆教育のために有効で費用のかからない教育を振興するための施策を企画すること」⁵³を任務とした。この委員会報告ではHMI報告書が相当に糾弾されている。同委員会の検討過程においては6名のHMIのみが意見を求められたにすぎなかった。査察実施についてのコメントの中では、HMIの地位が次のように攻撃された。「現在、どのHMIも独立性は有していない。そして中央政府からも実際にはほとんど統制されていない。このような状態は徐々に蔓延してきたのである。このような事態は全く歓迎されるべきものではなく、今後ますます多くの学校が査察されることになればそのような傾向は続くであろう。」⁵⁴と。

また、チェスター (Chester) はニューカッスル委員会に対して「(HMIが作成したものは)第1級の報告書であるかも知れないが、作成したのは劣悪なHMIである」⁵⁵とまで非難している。アレンとブルックフィールドの両名が精力的に主張したことに対して、次第に圧力が顕在化してきた。具体的には枢密院教育局長であったリングゲン (Lingen R.R.W.) は、1851年に情報と事実のみを収集するようにHMIへ訓令を発した。HMI自身の感想や推測を認めないというものである。HMI報告書は委員会が要約することとし、すべてを公にすることを禁じたものである。当然HMIは異議をとなえたが、次第に圧力を増し、報告書自体を書きなおすことを求められる事態も発生し始めた⁵⁶。他にも、「…HMIはおおよそ自分の報告書を作成する。そして少なくとも自己の知性を表現することに留意している。そこにはHMIのなかに相当な理解の相違がみられる。そのような相違は、かれらの報告書の魅力を左右するが、内容の重要性とは関連性が認められないのである。」⁵⁷と痛烈に評価されるなど、国家的教育政策や一般

的査察の原則に関するいかなるHMIの意見も削除することを強要した経緯が認められるのである。

こうした経緯を経て、1860年から1895年の期間はHMI制度史上、辛い時期とされる評価が与えられている⁵⁸。この期間、中央政府からさらに教育上の技術的観点からHMIに対してその影響力を減じようとする政策が打ち出された。とりわけ伝道士的役割についてであった。

以下においては、かかる史的動向のなかで、1862年にいたるまでの初期HMIの置かれた状況や役割を2名の若干の事例をもとにみていくことにする。

2. アレン (John Allen: 1810-86)

アレンは1839年に任命された初のHMIの2名のうちの一人である。まず、経歴を概略みておこう。かれはアングリカン派の家庭に生まれ、ウエストミンスター校を経て、ケンブリッジ大学のトリニティカレッジに学び、トライポス（卒業試験）においてまれにみる成績を収めたという。その後ピムリコにおいて私立学校教師を勤めた後、キングスカレッジで数学の教鞭をとった。同校の校長が後にチチェスターの司教として異動し、最初の政府視学官を任命される権限が与えられたことからアレンの才能を評価してHMIとして抜擢したのである。かれはもう一人のトレーメンヒアとともに、イングランド及びウェールズの全ての国庫補助を受ける学校の査察を担当した。当初、アレンがアングリカン派担当でトレーメンヒアは非アングリカン担当であった。1843年にHMIが追加任命された際にアレンの担当地区は南イングランドだけとなり、1848年にはサリーを含んだ南西部地域が管轄をはなれ、同地域は新たに任命されたブルックフィールドが担当することとなった。アレンは1847年に引退し、中央部を担当していたモズレーが全面的に引き継いだ。また視学制度創設当初は、HMIの担当地域だけに関心が集中していたわけではなく、担当地区外の学校も任意に訪問していた。そしてかれらが特別に関心を持った学校へ個人的な訪問も日常的に行っていた。なお、かれらの年次報告書は、教師や理事者にも広く回覧されていた。

さて、この初期の特徴として、加重労働や不快な査察の旅などの悪条件下で書かれたと推察されるものが散見される。アレンは1841年にケイに宛てた手紙の中で次のような悪状況を嘆いている。

「昨日は9時前から仕事をした。ビスケットショップで5分間過ごした以外は、夜の10時まで何も食べる時間もないほど忙しかった。そして今朝は6時15分には仕事に出かけ、チェスターフィールドの宿に着いたのが、たった今、夜中の10時45分なのだ。」⁵⁹

このような過酷な条件の下で、アレンは「まさに完璧な聖者であり、独善的であっ

たりしたことはない。熱心に働き、日中問わずにキリスト教義の獲得に集中的な努力を惜しまない人物であった]⁶⁰と評されるように、学校の経営者と教師の双方にとって極めて友好的に受け入れられていた。ある場合など、ある校長はアレンの査察を受けて「深謝 (much pleased)」の念を表明し、「試験がとてもよい試みであることを私は確信しました。私自身、試験をもっと受けていれば良かったとさえ思います。そうすればわたしにとってもっとも有益なことであったことでしょう。」⁶¹と賛辞を送っている。

同様に、ウィンチェスターの司教は1844年にアレンに宛ててこう記している。

「貴公が訪れた学校から多くの感謝の言葉を頂いている。そのことに対して私からも感謝の気持ちを申し述べたい。」⁶²と。また、当時の教師達は不十分な教育しか受けておらず、HMIの仲立ちにより上流階級出身の人物と引き合わされたときなどには深い感銘を受けたという。例えば、アレンが「長い濃紺のコートを羽織り、査察の間中ずっと注意深く耳を傾け立っていた」パーマーストン卿を同伴して訪問したときなどは、丁寧なお礼がアレンに対してなされたという。

最初のHMIとしてのアレンの一定の「成功」は、かれの主な関心が児童が何を知っているのかを明らかにすることにあり、何を知らないのかを明らかにすることには向いていなかったことにある、とされる⁶³。そして厳しさよりも親切さが良い結果を産み出す—「ハエを捕まえるには大だるに入った酢よりも一滴の蜜の方が効果がある」⁶⁴——ということを信念として持っていたことにもよる。さらに、ごく少数の利発な児童のリードに続けてクラスの児童が同時に質問に答えるという一般に行われていた方法をとらなかったかわりに、そうした児童たちを別の場所に移動させ筆記試験に取り組みせ、残りの児童には口頭試験を続けるという方法をとるなどの当時としては画期的手法をとったのである。ここにはかれのカレッジ等での教授経験がいかに発揮されたといえよう。こうして学校の持つ全般的な教育機能を高めることを念頭に置きつつ、一方では学校内における教育活動のなかで重点的に取り組んだ事項もみられる。例えばかれは児童への「罰」に関してしばしば報告書の中で言及している。

「教師たるものは次の3点を心してかかるべきである。第一に学校が静けさを保っていればいるほど良い学校になる、ということだ。第二にこの学校内の静けさはひとえに教師の穏やかさにかかっているのである。第三に罰を与えるということは本質的に悪である、ということ覚えておくべきである。」⁶⁵

さらに続けて、

「道徳的な非行がみられた場合には最後の手段としてムチを使用するために高い権威付けが必要となる。その必要のために、最良の教師は悲しみと同時に恥じる気持ちを持つべきである。ムチの頻繁な使用は自らの欠点を補うためのものと化し、無価値

となりうる。さらに学校内が苦渋に満ちてきて少年たちはますますわがままになるのである。」⁶⁶

「体罰というものは、古代ローマの時代から、苦痛を好み単に悪を産み出すことを望む体育教師の仕事としてとらえられてきた。…体罰は熟慮に基づくことなしに与えてはならず、罰を受ける子どもの性格を十分に考慮しなければならないのである。」⁶⁷

「私はケーンが日常的に使用されている嘆かわしい学校を知っている。私は日々の暮らしさえ満足に送ることができない街から通う少年たちに共通する特別なわがままさ (peculiar wilfulness) が必然であることに気づかなければならないことを主張してきた。そういう手段 (体罰：筆者註) は少年たちのわがまますを永続させることにもつながる、ということを繰り返し述べてきたが、このような意見に耳を貸さない教師たちにこの主張を押し付けるつもりはない。」⁶⁸

当時の教育状況の劣悪さに関するアレンの指摘は助教生制度を取り入れている大規模な学校査察の折にもみられる。同制度を熱心に取り入れていたリッチモンドの学校についての次のような記述にもうかがえる。

「私はこれまでこの学校を訪問したら必ず賞賛し、校長も熱意と忠誠心を持って教育に打ち込み、私自身もHMIとしての義務を果たすという満足感さえ覚えていた。しかし、同校を見る限り、教育のあり方については失敗していると見なさなければならぬ。」⁶⁹

また、1844年の報告には次のような記述がみられる。マニファクチュアの発達により、人手がどこも必要になったことから、「教室は午前11時にはだれもいなくなり、鍵もかけられる。教師もいなくなる。なかにはそのまま30日間も不在となる教師もいた」⁷⁰ような状況を指摘し、産業の発達が子ども達の教育の普及にとって大きな障害になってきたことをも指摘しているのである。

このように教育状況の改善をHMIとして主張してきたアレンは、後の改正教育令に対する立場を1861年9月6日付けのタイムズに「これまで重んじられてきた教訓を避け、子ども達の思考や行動を規制することを生み出さない知的教育を奨励することは、一般市民生活を打ち壊しかねない、極めて重要な問題である。」と寄稿しているように、かれの学校査察に対する姿勢が読み取れる。HMI職を辞した後も学校教育に関心を持ちつづけ、教育を伝道的立場からとらえ、あくまでも教義を中心にした基礎学力の向上につながる教育実践を奨励するという態度である。かれのかかる態度はその後のHMIへも大きな影響を与えつづけた。

3. ブルックフィールド (William Brookfield: 1809-74)

ブルックフィールドは、ヨークシャーにある強固な反英国教徒の家庭に生まれた。かれの父はシェフィールドの弁護士であった。かれはリーズのグラマースクールを経て、トリニティカレッジで学んだ。かれの友人によれば、かれは研究者肌というよりもむしろ人間の心理に通じた人物であった。幾多の友好を結び、人間関係は極めて広範にわたっていた。かれの経歴は詳細には明らかではないが、海軍の従軍牧師を勤め、リンカーンシャー、サウサンプトン、ロンドンの各地区で副牧師の職にあった。かれのHMIとしての経歴は、貧民学校 (poor law school) のHMIとして任命されたことに始まる。だが、先のアレンによれば、かれは「怠慢かつ軽率な」人物として写り、アレンからはHMIとしての活動に関してなんら助言や援助を受けてはいない。結局、かれはHMIとしての任務を妻の叔父にあたる議長であったハラム (Hallam) の援助を受けてこなしたといわれる⁷¹。かれは17年間HMIの職にとどまり、退職後はグランサムの近くで僧禄を受けて暮らしたという。

アレンと同様に、ブルックフィールドもまず自身がおかれた過酷な環境を記している。例えば1848-9年にかけての日常が次のような状況にあったことを次のように回顧している。

「私が職にあった524日間のうち89日を週間日誌作成に費やした。400名の助教生とその数に匹敵するほどの学校理事者に関する報告を作成した。91日間は一般試験の準備とその採点やコメントの作成に費やした。1848年には個人的に指導しているチャンパーとウィンチェスターでの試験を行い、1849年にはブリストルでも実施した。12日間はシシリイ島への移動を含む旅程にあて、残余の276日間は317校にもものぼる幼児学校や少年、少女学校への訪問に費やした。」⁷²

さらに後年、子ども達の状況についても次のように記している。「ストーブには燃えかすもなく、子ども達が高い椅子に座り床の上に冷え切った足をぶら下げて、春の雨にぬれた上着から湯気を上げ、かじかんだ指から石筆が落ちるほどのなか、表記法や綴り字法の難解さを学ばなければならないということは、頻繁には体験すべきではない苦しいことである。そのような環境を克服しつつ学齢期の子ども達がそれらの能力を強化する困難さはたとえようもないほどである。」と⁷³。

このような状況のもと、かれは教師たちが「快適に、かつ尊敬される立場」を享受しつつ生活をするために十分な給与が支払われているかどうかを調査することを指揮する立場にあったことから、学校側から好意的に受け入れられていた。例えば1850年、かれはウィンチェスター司教が、最近査察を受けた学校長70名に対して、2点の質問をなしたことを報告している。すなわち「あなたの学校では政府による査察に何か不

都合を経験したことがありますか。あったとしたら何ですか。」「補助金交付の確約を得ること以外に何かメリットはありましたか。」と。これらの問に対して、校長達は「刺激を受けた」「教区内において関心が高まった」「規則が改善された」「子ども達の努力が増した」などの回答を寄せた。また、「かれら（HMI）は公平かつかなりの職務規律、精神を保ちながら与えられた職務を遂行することに非常に神経をつかっているようにみえた。特に宗教教育についてである。また、かれらは牧師たちに試験実施の中心的地位を与えたいと熱心に考えていた。それが子ども達にどんなに重要な事であるか悟られないように懸命だった。』⁷⁴との記述もみられる。

ブルックフィールドは個人的な宗教観と宗教教育の関係を無視することはなかったが、この点に関して多くは述べていない。かれは教師へ宗教上の知識獲得を奨励することはむしろ好ましいとの立場にあったが、宗教に関する十分な知識を持ち合わせていない教師によって教育が行われることよりもむしろ、各地方において宗教教育の十分な補償をする方がよいとの見解を示していた。教会関係者側からは、こうしたかれの意見への賛同がみられた。

こうした個別の報告のほか、かれの記した年次報告書のなかには興味深い記述もいくつみられる。1857年の報告書において、次のように述べている。「なんら干渉されることなく特権を享受している者もいる。」読む力のなさに言及しつつ、「さして面白くもないテキストを使うことが、この力を育成することの障害になっている。この村の学校ではどうしてロビンソン・クルーソー等のようなわくわくするような刊行物が手に入らないのだろうか。私は後に大司教になったテンプルが生徒に試験をしている際にも衝撃を受けたことがある。十分にテキストを読みこなす力は生徒たちは持ち合わせていたのだが、退屈な時間にすぎなかった。ところが、テキストを代えたとなんにも教室にはいきいきした活気がみなぎり、授業は非常に成功したものとなった。』⁷⁵

ブルックフィールドは教会と同様に教員からも賛同的な意見を得ている。1854年10月7日に開催された宗派立学校長会議の席上、ファーム（J J Farnham）は、HMIの仕事から派生する学校への恩恵に関して、HMIの任務や資格について議論している。その中で次のようにコメントした。

「HMIの態度や指導について不満があるのも事実である。特にかれらの独善的なふるまいについて指摘されるところである。しかし、かれらは親切かつ公平な態度として次第に見なおされるようになってきた。』⁷⁶

とはいえ、ブルックフィールドは教師に対して好意的なコメントを報告することはほとんどなかった。かれにとっては客観的事象以上に「ご機嫌とり（ingratiation）」することはなかったのである。1854-5年、かれはこう記している。「社会環境のすべて

の場面において、男女問わず教師よりも自分たちの信頼を増したいと思っている人は誰もいないであろう。」と⁷⁷。1858-9年には「教師自身は、個人的な性格に尊敬を集めているにしても、子どもへ与えるかれらの道徳的影響は極めて大きなものがある。達成への競争心や能力、あるいは専門的忠誠心も同様であるが、現状ではそれらが極めて高いといえるとは言いがたい。さらに言えば、私たちの学校訪問の折に、教師が私たちが喜ばせたいという意思や理解をもち、好意をもって十分な礼を尽くすということを表す言葉は見当たらない。」と述べている⁷⁸。

またかれは子ども達の振る舞いに関して特別な関心を寄せていた。

「学校査察によって子ども達の道徳的な欠点は何百も見えてくるということは重要な視点であろう。虚栄心、生意気さ、嫉妬、片寄った競争心、不真面目さ、反抗その他多くの欠点は査察の際に隠しとおせるものではないのである。」⁷⁹

かかる査察から得られた知見は、教材選定の在り方にまで及んでいる。かれは読みを教えるための教材として聖書は不適切であると糾弾し、「生徒がこうした少年時代を通して重荷になる書籍と向き合うことが嫌になっており…、退屈で単調で機械的な授業、うんざりするような機械的な学習、雑多な規則にうんざりしている実態は明らかであって、こうした時代遅れの学校で読みの能力を養成することはもはや望めないのである。」⁸⁰とも述べ、次のような実践を行っている。

1857年、バタシーにある学校の子どもを対象にした読みの試験の際、聖書の抜粋をとりやめ、*Blackstone's Commentaries*を利用した。それによって「子ども達を苦しめる重荷から解放させ、木靴をはいた歩行者のようである子ども達を、魔法のようにもって軽い靴にはきなおさせたごときの実験を試みたのである。子ども達はそれを準備なしに読み、いやいやながらの読みから解放され、表現や叙述を楽しみながらの経験を得ることができたのである。」⁸¹と報告している。このように「役に立つ知識 (Useful Knowledge)」の指導の奨励に重点をうつし、食事や健康、衣服、住居、運動と休息、排水や暖房、換気、清潔な体等に関するあらゆる事象を対象として、生活の快適さにつながる事柄をよりよく指導するべきであるとの立場に立ったのである。

ブルックフィールドはこうした「役に立つ知識」を強調していたがゆえに、「出来高払い制度」計画にメリットを見出したHMIのひとりであった。1857-8年の報告書にはこう記している。

「明瞭かつ知的に読み、知的に書き、適度な量の仕事を正確にこなし、とりわけ女子が裁縫をきちんとかなすことは、私が寄って立つ指導原則のなかで基礎教育にとって一番優先されるべきものである。さらに私が公式に関心を寄せている、学校の効率を図りたい場合の基準となるものである。」⁸²

確かにかれはロウの「あまり特権を得ていない生徒の犠牲の上に立って、より才能豊かな生徒に多くの注意を向けすぎている」という指摘に賛同していた。この点に関して1858年の報告書では次のように指摘している。

「確かに教師達は着実にまじめで理解的で勤勉で本来の知性を教えることができるようになったばかりではなく、不毛な雰囲気を開拓し、冬眠状態から抜けだし、怠惰な無関心に刺激を与え内気を鼓舞し、ほとんど死ぬまで苦しめられてきた潜在的な知性の輝きに息吹を与えることができるようになった。」⁸³

さらに1860-61年の報告書では次の様に追加した。

「校長はより(学力の)上級の層およびより教育が行いやすい環境にある学校にもっと積極的に登用されるべきであり、助教生は(学力の)下級の層および教育困難校に数的人員を拡大すべきである。下位に位置した子どもが上位の教育を受けることができるようにし、移動する前にも十分な教育が補償されるようにするべきである。そして家庭の事情で低レベルの教育しか受けることができなかつた子ども達にも早期に可能になるようなそうした制度的措置が必要となる。」⁸⁴と。また、出来高払い制度が導入された初期の段階に、かれはこう記している。

「規程において「直接の賞与 (direct bonus)」がなされない地理やその他の教科において、慎重かつ組織的な教育指導の中止が実施された事例がみられる。そして、そのような教育の中止が読み書き算の基礎的な教材に改善が加えられたことで埋め合わされたという形跡はないのである。」⁸⁵

風貌や人格、家庭的背景、学校経験、学歴や名声、任命の経緯、活動の様相など、この2人は極めて対照的なHMIである⁸⁶。しかし、ふたりは対照的な記録を残したと同時に、ともに学校の教師や理事者、児童生徒の教育思想の展開に関して大きな足跡を残したのである。

おわりに

以上のように、イギリスにおける視学制度が創設されて以来1862年の出来高払い制度にいたるまでのHMIの主要な任務は、個別の学校訪問を通しての全般的状況の把握と教師個人への指導と奨励であったことに集約できる。つまり、他校における実践の成功例を提示し改善を図ることや、学校に関する詳細な事項を把握できる唯一の職種であるという自負によって、創設以来かれらの活動は細かく規定されながらも、柔軟な適応力・自由裁量を有していたのである。当時においては、地方教育行政区としての学区は確立されていなかったことから、HMIが直接、地方の学校を査察の対象とし

ていたことが特質のひとつとしてあげられる。上記のように、HMIには教育の専門的知識の示唆と助言を協調的態度でもって遂行することが明示されていた⁸⁷。イギリスにおける国レベルでの視学制度の成立により、従前の国家の教育への無干渉主義を修正し、それによって教育を行政の対象とする出発点、すなわち、教育の近代的な中央統制の導入から「公教育制度樹立への注目すべき一階梯が築かれた」⁸⁸のである。

1839年の視学制度の成立と、1862年の改正教育令の制定にいたるまでの23年間のHMIの職能に関して、ブラッキー（Blakie J）は次のように結論づけている。

「初期のHMIが果たしたところの教育上の進歩への貢献には計り知れないものがある。次の時代に公教育制度が樹立するにおいてHMIが大きな意味を有してくるであろうことは一般に認知されていた。その間、かれらは指導者(guide)、助言者(adviser)としての地位を獲得した。HMIは、単なる学校における教育状況や教師の指導技術の改善だけではなく、広く民衆の教育要求に応じるべき地位にあり、教育目標・方法の革新に対して何らかのアプローチが試みられる際に、常に先導的役割を果たしてきた。」⁸⁹

以上が、19世紀前葉におけるHMIの役割と枢密院教育委員会が枢軸となった視学行政の概要である。同委員会によって展開された教育行政の基本的形式は、「受けるも自由、受けぬも自由の補助金行政」⁹⁰であり、これらを通していえることは、当時、学校査察は監督行政の一環として発現し、漸次その性格を非権力的な個人的識見に基づく指導助言機能を重視する形へと移行していったということである。HMIのこの本質的な役割は、1862年から30数年間にわたる出来高払い制度によって一時的に姿を消すものの、今日まで絶えず中央政府の「目となり耳となる」こととともに、教師の立場からの助言につとめ、中央と地方のパートナーシップを司る役割を果たしてきたのである。以後、初等教育と高等教育の2つの大きな流れを導くことになる視学職の発達は、1899年の教育院の設置、そして1902年の地方教育当局（Local Education Authority）設置を大きな分岐点としてとらえられるが、教室内における活動に対する国家の影響を検証する地方レベルでの研究と同時に、政治的、社会的、宗教的、経済的に影響を及ぼしたと考えられるHMI報告書の内容を詳細に検討する必要がある。さらに、都市部と地方で異なっていた中央当局（central authority）の影響がいかなるものであったのかに関する実証的研究も今後の課題である。

註

- 1 梅根悟監修,『世界教育史体系7 イギリス教育史1』,講談社,1974年,8~9頁。
- 2 Edmonds E L, The School Inspector, London RKP, 1962, pp.1-2.
- 3 国教派はローマ・カトリックから17世紀に分離独立し,形式的には新教に属するとされるが,旧教の様式を踏襲したものもあり,その中間に位置する独特のイギリス国教を形成している。
- 4 大聖堂(Cathedral)の長で,司教(bishop)のすぐ下の地位にある。
- 5 Edmonds E L, op.cit., pp.3-4.
- 6 空本和助,『イギリス教育制度の研究』,お茶の水書房,1969年,128頁。
- 7 三好信浩,『イギリス公教育の歴史的構造』,亜紀書房,1968年,20頁。
- 8 Edmonds E L, op.cit., p.6
- 9 vestry: 教区の代表者が構成する団体であり,教会の事務業務を司る私的機関である。
- 10 Edmonds E L, op.cit., pp.7-8.
- 11 Ibid.,p.9.
- 12 Ibid.,p10.
- 13 Ibid.,p.17 ならびに,三好,前掲書,23~4頁。
- 14 空本,前掲書,133~6頁。
- 15 Evans K.,The Development and Structure of the English Education System,Univ. of London Press, 1975, p.26.
- 16 Edmonds E L, op.cit., pp.11-2, D.ウォードル著,岩本俊郎訳,『イギリス民衆教育の展開』,協同出版,1979年,97~8頁。
- 17 churchwarden: 平信徒から選出され,教会の経営業務に従事する教区の代表者である。
- 18 これは議会で制定される基礎教育に関する法律には記載されず,法的整備は1870年までまたなければならなかった。
- 19 Selleck R.J.W., James Kay-Shuttleworth, Journey of an Outsider, The Woburn Press, 1994, p.87.
- 20 これは補助金交付規定および査察規定である。ケイが要述した4点については,三好,前掲書,239頁を参照。
- 21 Minutes of Committee of Council, 1839, p24.
- 22 Blackie J, Inspecting and the Inspectorates, RKP, 1970, p.4.
- 23 Ibid., p.5
- 24 Ibid., p.5-6, ならびに三好,前掲書,239~245頁。
- 25 Stuart M J, Educational Documents in England and Wales 1816-1963, London, Chapman & Hall, 1965, pp.46-7.
- 26 ただし1870年からは聖職者は任命されず世俗教育が徹底されるにいたる。
- 27 Minutes of Committee of Council, 1839, p126. 及びEdmonds E L., op.cit., p.36. なお同協約の抄訳は,三好,前掲書,245頁を参照。
- 28 Instructions to Inspectors of Schools, Aug. 1840.
- 29 Ibid.
- 30 Gordon P., Watchdogs and Missionaries, 1839-1989 Public Education In England, 150th Anniversary, DES, 1991, p.32.
- 31 Boothroyd H.E., A History of Inspectorate, printed for Private Circulation by the Board of

- Education Inspectors' Association, 1923, p.V.
- 32 Ibid.
- 33 オランダでは13歳に達した生徒のうち何名かを助教師として採用し、5年間教育を受けたのち、養成カレッジに進むのである。このシステムは1846年にイギリスへ導入されたが、その後女王による認定資格試験として教員養成カレッジへの入学試験が開始されたのである。この制度が1846年に導入される以前に、ケイはオランダへの視察をとおして同制度を熟知していた。
- 34 Boothroyd H.E., *op.cit.*, p.8.
- 35 Ibid., p.9.
- 36 ただし、この年金制度は1861年に廃止されている。
- 37 三好信浩, 前掲書, 298-9頁。
- 38 同前書, 298頁。
- 39 Boothroyd H.E., *op.cit.*, p.10.
- 40 Ibid., p.11
- 41 Ibid., p.12.
- 42 Ibid., p.13.
- 43 Ibid., p.12.
- 44 Ibid., p.13.
- 45 Ibid.
- 46 Ibid.
- 47 Ibid., pp.13-4.
- 48 Dunford J E., *The Modern Inspectorate: A Study of Her Majesty's Inspectorate of Schools in England and Wales, 1944-1991.*, The University of Durham Ph.D. unpublished, 1992, p.13.
- 49 Gordon P., *op.cit.*, p.29.
- 50 Ibid., p.33
- 51 Ibid.
- 52 Ibid.
- 53 ニューカッスル委員会は効率的な行政制度の設立に向けて、国庫補助金支出を含め近代的官僚制に基づく当時としては新しい構想を打ち出した。詳細については、太田直子, 『イギリス教育行政制度成立史』, 東京大学出版会, 1992年, 34-43頁を参照。
- 54 Royal Commission on Popular Education in England (Newcastle Report) Vol.1, 1861, p.230.
- 55 Ibid., Vol.6, p.820. (Quoted in Ball N., *Her Majesty's Inspectorate 1839-1849*, Oliver and Boyd for the University of Birmingham Institute of Education, 1963, p.206.)
- 56 この間の経緯は、白石晃一, 「19世紀英国の勅任視学官報告書問題—議会での審議と特別委員会(1864年)の調査報告を手がかりにして」, 東京教育大学教育学部紀要第23巻, 1977年, に詳しい。
- 57 Surman A.H., *Government Inspection In Surry, 1839-65*, History of Education Society, Studies In the Local History of Education, Autumn, 1977, No.3., p.19.
- 58 拙稿, 「イギリス勅任視学官の歴史的な性格〜教師との関係を中心に〜」九州教育学会紀要第25巻, 1998年, を参照されたい。
- 59 A Letter to Kay-Shuttleworth dated 1 April 1841, (Quoted in Surman A.H., *Government Inspection in Surry, 1839-65*, History of Education Society, Studies in the Local History of Education, Autumn, 1977, No.3.)

- 60 Ray G.N., *Letters and Private Papers of W.M.Thackeray*, Oxford U.P., 1945 p.413.
- 61 Grier R.M., *John Allen*, London, 1899, pp.101-1.
- 62 Surman A.H., *op.cit.*, p.25.
- 63 *Ibid.*, *op.cit.*, p.26.
- 64 *Minutes of Committee of Council*, 1845, pp.88-9.
- 65 *Minutes of Committee of Council*, 1841-2, p.185.
- 66 *Minutes of Committee of Council*, 1845, p.88.
- 67 *Minutes of Committee of Council*, 1846, p.140.
- 68 *Minutes of Committee of Council*, 1846, p.139.
- 69 *Minutes of Committee of Council*, 1846, p.142.
- 70 *Minutes of Committee of Council*, 1844, (Quoted in Boothroyd H.E., *op.cit.*, p.16.)
- 71 Surman A.H., *op.cit.*, p.19.
- 72 *Minutes of Committee of Council*, 1848, p.61.
- 73 *Minutes of Committee of Council*, 1859, p.85.
- 74 *Minutes of Committee of Council*, 1850, p.22.
- 75 Boothroyd H.E., *op.cit.*, p.15.
- 76 Surman A.H., *op.cit.*, p.28.
- 77 *Minutes of Committee of Council*, 1855, p.698.
- 78 *Minutes of Committee of Council*, 1859.
- 79 Surman A.H., *op.cit.*, p.29.
- 80 *Ibid.*
- 81 *Minutes of Committee of Council*, 1858, p.388.
- 82 *Minutes of Committee of Council*, 1858, p.387.
- 83 *Minutes of Committee of Council*, 1858, p.392.
- 84 *Minutes of Committee of Council*, 1861, p.86.
- 85 *Minutes of Committee of Council*, 1862, p.41.
- 86 本稿で取り上げたもののほか、アレン等に関しては *The letters and Private Papers of W.M.Thackeray* (OUP, 1945) や *The Uses of Adversity 1811-46*, (OUP, 1955) , *The Age of Wisdom*, (OUP, 1958) , *The Buried Life: a Study of the Relations between Thackeray's Fiction and His Personal History* (OUP, 1952), *John Allen: A memoir* (Rivingston 1899), *John Allen and his Friends* (Hodder and Stoughton 1922) などが当時の様子を伝えている。
- 87 この間の経緯は、三好信浩、「英国における視学制度の成立とその意義」、『教育学研究』第28巻第4号、46～56頁に詳しい。
- 88 三好、前掲書、295頁。
- 89 Blackie J, *op.cit.*, pp.2-3.
- 90 岩下新太郎編著、『教育指導行政の研究』、第一法規、1985年、536頁。